

第4回府中市学校施設老朽化対策推進協議会の開催結果

- 1 日 時 平成30年1月17日(水)午後2時～午後4時35分
- 2 場 所 府中市役所西庁舎第3・4委員会室
- 3 出席委員 10名(五十音順)
金子崇裕委員、河井文委員、佐伯義夫委員、志水清隆委員、
田中友章委員、田辺昭委員、内藤治委員、長谷川紀子委員、
松本幸次委員、村越ひろみ委員
- 4 欠席委員 4名
宇都宮聡委員、柴崎金勝委員、田中英樹委員、森岡耕平委員
- 5 出席職員 事務局(学校施設課)
山田課長、藤原課長補佐、遠藤主査、岸野事務職員
- 6 傍聴者 1名
- 7 内 容 (I)議題
ア 府中市の新たな学校づくりに向けての検討フロー
イ 学校施設整備方針(案)について
 (7) 各教室・各部屋
 (4) ゾーニング
ウ 学校施設整備方針(案)を各学校で実現するための検討の
 流れについて
エ その他
- 8 配布資料 資料17 府中市の新たな学校づくりに向けての検討フロー
資料18 学校施設整備方針(案)について(各教室・各部屋)
資料19 各教室・各部屋の整備方針の作成に向けた資料集
資料20 各教室・各部屋の整備方針
資料21 改築校等からの各教室・各部屋に対する意見(参考1・2)
資料22 学校施設整備方針(案)について(ゾーニング)
資料23 学校施設整備方針(案)を各学校で実現するための検討の
 流れについて

会議録

事務局 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、ただ今から「第4回府中市学校施設老朽化対策推進協議会」を開催いたします。

会長 皆さん、こんにちは。本年もよろしくお願いいたします。本日もお忙しいなかご出席くださり、ありがとうございます。それでは、ただ今から、第4回府中市学校施設老朽化対策推進協議会を開催します。なお、本日の会議の予定ですが、議題の内容が多岐に渡っているため、概ね2時間半から3時間程度を目途に進めていければと思いますので、議事の進行にご協力いただければと思います。

はじめに、事務局に確認しますが、本日の傍聴の申出の状況はいかがでしょうか。

事務局 本日の傍聴希望者は1名でございます。

会長 傍聴の希望者がいらっしゃいますので、皆さんにお諮りいたしますが、この傍聴を許可することに異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 では、事務局は傍聴者を会議室の中にご案内ください。

それでは次に、委員の皆さんの出席状況について、事務局から報告をお願いします。

事務局 本日の出席状況ですが、柴崎委員から老人会連合会の催しの開催のため欠席、宇都宮委員と森岡副会長から市の教育関係の発表会に出席するため欠席とのご連絡をいただいております。また、内藤委員は、他の市の催しに出席予定のため、途中、一時退席をする旨の申し出をいただいております。田中委員は1時間程度遅れるとご連絡をいただいております。

現時点で委員の人数が11名の出席となり、出席委員数が過半数に達しておりますので、本日の会議は有効に成立しております。

会長 ありがとうございます。今ご報告いただいた状況ですのでそれを前提として進めさせていただきますと思います。

次に、前回議事録の確定をしたいと思います。既に委員の皆さんには事前に送付していますが、何か修正等の連絡が事務局にありましたでしょうか。

事務局 委員の方から、文言の修正のご連絡をいただきました。軽微な修正でしたので、説明は省略させていただきますが、修正内容を反映した議事録を、確定版として皆さんの机に置かせていただいております。

会長 それでは、本日、前回議事録を確定し、今後、事務局において市政情報公開室や市のホームページ等で公開することとします。

なお、配布された議事録のうち、黄色く着色している部分は、委員個人を特定する表記が含まれていますので、公開時には削除いたします。

続いて、お手元の次第に従って議事を進めますが、はじめに、事務局から資料の確認をお願いいたします。

事務局 それでは、確認をさせていただきます。本日は、会議次第のほか、後ほどご審議いただく議題に関わる資料が7点ご用意させていただきました。

資料17 府中市の新たな学校づくりに向けての検討フロー

資料18 学校施設整備方針(案)について(各教室・各部屋)

資料19 各教室・各部屋の整備方針の作成に向けた資料集

資料20 各教室・各部屋の整備方針

資料21 改築校等からの各教室・各部屋に対する意見(参考1・2)

資料22 学校施設整備方針(案)について(ゾーニング)

資料23 学校施設整備方針(案)を各学校で実現するための検討の流れについての7点でございます。

なお、資料については、郵送又は電子メールで事前送付しておりますので、本日は電子メールで送付させていただいた方のみ、紙媒体の資料を机に置かせていただいております。また、資料21につきまして、事務局の手違いにより1ページと5ページに入力漏れがございましたので、改めて入力したものを配布しております。以上が資料の説明になりますが、不足等はありませんでしょうか。

よろしければ本日の資料につきましては、以上です。

会長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題に入ります。

はじめに、議題1の「府中市の新たな学校づくりに向けての検討フロー」についてです。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは説明いたします。恐れ入りますが、資料17「府中市の新たな学校づく

りに向けての検討フロー」をご覧ください。

この資料では、全9回の協議会のスケジュールと、本日議論いただきたい内容を示しております。

このフロー図の上部で示した数字は、協議会の回数を示しており、本日第4回は赤枠で囲んだ部分となります。まず、前回までの議論を振り返りますと、左側の最上段、視点1として、防災や地域連携、教育施策を重要な課題として議論を行ってまいりましたが、教育環境面では、教室の設置状況にバラつきがあることから、必要な諸室を設定し確保すること、避難所として、避難所運営を想定した配置計画とすること、地域開放面では、セキュリティ区画を考慮することなどが方向性として示され、各諸室等の標準的な仕様を定めるため、学校施設整備方針を作成することといたしました。

学校施設整備方針の論点として、教育環境面では、必要諸室等の設定、諸室の規模など、各教室・各部屋の具体的な仕様や各諸室の配置について、設定していくことが示されました。このことを受け、本日、第4回では、赤枠で囲ったとおり、学校施設整備方針案について、

各教室・各部屋のそれぞれの必要性を整理するほか、具体的な仕様についてご意見を頂戴したいと考えています。また、ゾーニングについては、これらの諸室を教育環境面での使いやすさなどに加え、災害時や地域開放を意識した配置となるよう、ご意見を頂戴したいと考えています。第5回目以降では、本日いただいたご意見なども踏まえ、学校施設整備方針をまとめていきたいと考えています。

次に、中段、視点(2)個別課題でございますが、これまでの委員の皆さんからもご意見をいただいていますように、学校ごとに、改築時期や校地面積、児童生徒数、立地条件等も異なり、それぞれの学校で、個別に課題を抱えています。

そこで、視点2では、第5回目以降の協議会において、学校毎の個別条件の整理を行うとともに、その個別条件を踏まえ、学校施設整備方針に基づく施設整備が各学校で実現できるよう、教室の大きさなどを具体化した、整備基準を作成していきたいと考えています。本日は、学校施設の整備方針を実現するための取組などについて、次回以降の審議の参考となるよう、情報提供を中心に、お話していきたいと考えています。

次に視点(3)の共通課題となりますが、省エネや環境対策、備品などの整備について、技術的な対応によるものも含んでおりますので、第5回目以降で市の対応を整理し、協議会には報告という形で資料提供させていただきたいと考えています。

最後に、平成30年度に、早期改築着手校である八小、一中でのワークショップやアンケートの実施なども踏まえながら、第6回で整備方針や整備基準をまとめるとともに、第8回で答申骨子、第9回で答申をまとめていきたいと考えています。説明は以上となります。

会長 ただ今、事務局から「府中市の新たな学校づくりに向けての検討フロー」として、本日の審議テーマと今後のスケジュールについて、説明をいただきました。

まずは、この資料17、ご説明いただいた分部分について、ご質問等あればいただきたい

と思いますども、いかがでしょうか。

今まで検討を進めてきた部分、それから、今日、主に議論を行う部分、それを受けて次回以降のスケジュール、ということになりますけれど、いかがでしょうか。

(「了承」の声あり)

特にないようですので、これについてはこのような流れで進んできたということと、今後今ご説明いただいた流れで進めていくということ、をご確認いただければと思います。

では、議題1は以上としたいと思います。

次に、議題2の「学校施設整備方針(案)について」でございます。

こちらは、まず「(1)各教室・各部屋」という個別具体的な教室・部屋に関すること、また、「(2)ゾーニング」という、各教室・各部屋の位置関係に関することの、2つに分かれておりますので、本日はそれぞれ区切って、議論を進めていきたいと思います。

それでは、はじめに、「(1)各教室・各部屋」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは説明いたします。

ここでの審議内容についてですが、学校施設整備方針として、各部屋・各教室に対する改築校で共通の考え方や仕様を定めていきたいと考えております。そこで、昭和30年代から使用し続けている学校の新しい教育ニーズに対応したつくりや災害時や地域開放など、当時は考えられていなかった新たな役割を担うために、必要な機能や設備について、委員の皆さんは学校施設見学会等により感じている、各教室や各部屋に対するご意見を頂戴したいと考えております。本日は、その参考となる資料を含めまして、資料18から21をご用意させていただきました。

はじめに、資料18「学校施設整備方針(案)について(各教室・各部屋)」をご覧ください。

ページ下段の、シート2は、各教室・各部屋について、それぞれの性質に基づき、今回の資料を作成する上で、便宜的に分類を行っております。学校施設として、必要な機能については、点線より上の部分となりまして、「普通教室」、「特別教室」、「管理諸室」、「その他諸室」、それ以外のものとして、「特別支援学級・特別支援教室・体育施設」を一括りにし、5つに区分しております。

本日の資料では、図等をお示ししているものも多いため、これらの区分に対して、一番左側の色凡例の色をそれぞれ使用し、普通教室関係については、青色を用いるなど、視覚的な統一も図り、資料を作成しております。

なお、点線より下の、複合化施設については、次の議題となります、ゾーニングの際に出てまいりますので、ここに併せて掲載しております。

それでは、一旦、資料20「各教室・各部屋の整備方針」をご覧ください。

説明の前に資料の訂正がございますので、口頭で訂正させていただきます。資料20を1枚めくっていただき、2ページ目一番上、「ランチルーム/オープンスペース」の設置対象欄に小学校の「小」と記載があります。ランチルームは小学校のみとなりますが、オープンスペースは小学校、中学校共に一部の学校で設置していますので、「中」を追記いただきますようお願いいたします。同様に資料19も2ページ上の部分も同じ記載となっておりますので、合わせて修正をお願いいたします。

改めて、資料20を説明させていただきます。資料20は、今後、市で学校施設整備方針を作成するにあたり、各教室及び各部屋に対するご意見を、委員の皆さまから頂戴するため作成したものととなります。

本日は、こちらの資料の空欄に対し、皆さまの意見を付け加えていくことを目的としており、その意見を踏まえ、今後、各学校へも意見聴取した上で、第5回目以降で、整備方針を示していきたいと思っております。

表の上段左側、区分については、先ほど説明した区分を記載しており、その隣、教室名・部屋名については、具体的な教室・部屋名を記載しております。その隣、設置対象については、小学校のみに設置の場合は小、中学校のみの場合は中、小中学校に設置の場合は小・中、小中学校で名称等が異なる場合は、その具体的な名称を記載しております。

その隣、赤枠で囲んだ部分について、委員の皆さんが学校施設に対して、日頃から感じているご意見や、学校施設見学会等での感想などを、頂戴したい部分となっております。青い部分の2段目が、3つの大きなテーマを記載しており、「教育環境として必要なもの」、「避難所として必要なもの」、「地域開放に必要なもの」、右端が「その他の自由に意見をいただくもの」に分けております。

1枚めくっていただいて、2ページ目をお開き願います。

左側の区分、白い部分で、「特別支援学級」、「特別支援教室」がございます。

この2つの区分における、それぞれの諸室については、専門性が高いことから、あらかじめ市の考え方を、案として記載させていただいております。

続けて、本日の議論を行う上で、参考資料として、資料19及び資料22を配布いたしましたので、先にこちらの説明をさせていただきます。

それでは、資料19をご覧ください。

こちらの資料は、資料20を議論するにあたり、先ほどの区分、教室・部屋名ごとの基本的な情報を提供するため、参考となる情報を記載させていただきました。資料上段、黒く塗りつぶした項目欄の左から3つ目、「教室・部屋の説明」では、それぞれの諸室の使い方を記載しております。その隣、「学校で使用する時間帯」では、学校が児童・生徒の授業のため、又は、教職員の執務のために、使用している時間帯を参考に掲載しております。「学校で使用する時間帯」の注釈について、2ページ目の表の外に、注釈を2つ掲載しておりますので、2ページ目をお開き願います。

注釈1、「学校で使用する時間帯」の、「授業中」、「授業後」についてですが、「授業中」は授業を行っている時間帯、「授業後」は、授業終了後から17時頃までの時間帯を指すこととします。

また、「授業中」、「授業後欄」に記載の、黒丸については、概ね使用している場合、バツはほとんど使用していない場合がございます。

そのまま、資料上段、項目内に戻りまして、その隣、「床面積」では、改築校である、「三中」、「五中」、「十小」の整備前・整備後のそれぞれの諸室の大きさと、一番右側の「その他」では、それ以外の学校の平均を小・中学校それぞれを記載しております。

続いて、資料2-1「改築校等からの各教室・各部屋に対する意見」をご覧ください。

こちらの資料は、この老朽化対策の検討にあたり、事務局が改築校や庁内関係課などと意見交換を行いましたので、そこでいただいた意見等を諸室ごとにまとめたものです。

表の見方ですが、1ページ目から5ページ目までは、資料2-1の参考1として、資料上段の右にあるとおり、「教育環境に関すること」について、1ページ目の「普通教室」から5ページ目の「その他」まで記載しております。記載した内訳といたしましては、「改築校からの意見」として、「使い勝手が良い点」、「使い勝手が悪い点」、それ以外の内容については、右端の「その他の意見」に分類しています。

次に6ページ目から7ページ目は、資料2-1の参考2として、資料上段の項目の左から3つ目が、「避難所に関すること」、右に移りまして、「地域開放に関すること」について、6ページ目の「普通教室」から7ページ目の「その他」まで記載しております。

資料7ページをお開き願います。

表の欄外に、表のコメント者を記載しております。

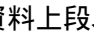
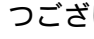
上から、近年改築されている十小、三中、五中の学校関係者の方々から、改築した学校の良い点・悪い点を中心にヒアリングを行ったもので、これは、新しい学校づくりにおいて、直近で改築を行った学校の評価を行い、良い点は継承し、改善すべき点は改善していくことが必要であると考えたためです。また、第2回協議会の際に、委員からも新築校の評価について、ご質問をいただいておりますので、それに対する回答も兼ねさせていただきました。次に、府中市担当者として、指導室・教育センターでは、新しい教育ニーズを中心に、文化生涯学習課とスポーツ振興課には地域開放について、防災危機管理課には避難所について、改築担当者では、建築側・施設管理者側の立場としての意見を聞いております。

次に、他市視察先として、12月に協議会の有志で行った立川市、また、事務局で避難所の関係で長岡市、地域開放の関係で上越市に視察を行いましたので、その意見も記載しております。この後の議論を行う際の参考に活用していただければと思っています。


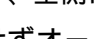
それでは、資料18に戻りまして、2枚目の上段、シート3をお開き願います。


ここから、この後、議論を行う際の、各区分の議論のポイントを、事務局で参考に提示させていただきます。

まず、普通教室関係です。

はじめに、シート3で記載誤りが1か所ありましたので、口頭で訂正させていただきます。資料上段、右側と資料中段左側に、青の四角囲みで「議論のポイント」がありますが、が2つございましたので、資料中段、左側の「収納・手洗い場を教室内とするか」を、議論ポイントに修正いただきますようお願いいたします。

それでは、説明を続けさせていただきます。


はじめに左上、議論ポイントは、教室の開放性です。事例として、写真を掲載しましたが、左側は、教室のドアに、比較的大きなガラスの開口を作った事例、右は教室に扉を設置せずオープン化した事例です。次に、右側、ポイントは掲示スペースの確保です。

左側は、ドアの窓ガラスを大きく開口しつつ、前と後ろのドアの間は柱にし、掲示スペースも確保している事例、右側はユニバーサルデザインの観点から、教室前面は掲示を極力減らしている事例となっています。議論ポイントは収納・手洗い場を教室内とするかです。


写真左は、府中市の小学校の事例となりますが、教室後方は、固定式の収納棚があり、その上に掲示スペースを設けております。また、資料右側に、蛇口が2つから3つある、手洗い場を教室内に設置しております。その写真の右に移りまして、他市の収納に関する事例を掲載しております。左側は、教室の外に収納スペースを確保している事例、右側は、教室内に可動式の収納棚を購入し、教室に柔軟性を持たせた事例です。次に、その右側は、手洗いについてですが、他市では、手洗い場が教室内になく、その分、広く収納スペースを確保している事例です。

ページ下段、シート4「特別教室関係」をご覧ください。

特別教室については、教育面からの必要なものについて、委員の皆さんも分かりにくいかと思いましたので、議論のポイントを地域開放や災害時に活用することを中心に例示いたしました。

はじめに、上段、議論ポイントは地域開放時に使用したい機能についてです。

写真は市内の学校の機能をご紹介します。左から、防音機能を備えている音楽室、工作台がある技術室、調理機能がある調理室、プロジェクターが設置してある視聴覚室などがございます。

次に議論ポイントは地域開放又は災害時のセキュリティ区画についてです。

写真左は、校舎内の教室の一部を地域に開放するにあたり、学校用の昇降口とは別に、地域開放専用の出入口を設けている事例、隣が、学校エリアと地域開放エリアの境界に、人を配置しセキュリティを確保している事例、その隣は、地域開放エリアを電動シャッターにより区画し、セキュリティを確保している事例、右端が扉によりセキュリティを確保している

事例となっています。

資料を1枚めくっていただきまして、ページ上段、シート5、管理諸室関係です。

はじめに、上段、議論ポイント は諸室の大きさについてです。

写真は左側2枚が校長室の事例、右側2枚が保健室の事例となっており、いずれも左側が3中、右側が3小の事例で、改築校である、3中の方が1.5倍程度大きめの作りとなっています。

次に議論ポイント は諸室に必要な機能、集約化についてです。

左側の写真は、机・椅子を設けた会議室になりますが、机・椅子を収納することで、集会など多目的に使える作りとした事例、2枚目以降は職員室の事例で、左側は入口へのカウンター設置やガラス張りにすることで子どもたちが訪れやすい作りとした事例、右隣は、打ち合わせスペースを設けた事例、右端は、職員室と事務室を一体化し、教職員間のコミュニケーションや管理者の目が届きやすい作りとした事例となっています。

次に、ページ下段、シート6はその他の諸室と共用スペースについてです。

はじめに、上段、議論ポイント はその他諸室の必要性と集約化についてです。

写真左は、放課後に使用する放課後子ども教室を専用に設けた事例、複数の学年・学級で給食を食べることが出来るランチルームを設置した事例、茶道や華道など部活動で使用する和室を設置した事例、主に放課後に活動する生徒会室を設置した事例です。

次に議論ポイント は共用スペースに持たせる機能についてです。

左側の写真は、誰でもトイレ、その隣はバリアフリーのため、段差をなくした昇降口、その隣が廊下を展示スペースとして利用している事例、階段を見通しが良いメッシュフェンスとして死角を出来る限り減らした事例となっています。

資料の説明については、以上となります。

会長 ありがとうございます。

ただいま、「各教室・各部屋」に関する資料18から21を中心にご説明をいただきました。今ご説明にありましたように、今後、府中市内の学校が順番に改築などの老朽化対策が行われていくということになるわけですが、これらの学校はすべて『義務教育における公立学校』ということになりますので、現状色々な課題があることは皆さんに共有いただいているとは思いますが、今までそれぞれバラバラだった機能や教室の状況が、仮にこれらの整理が順繰りに進んでいって、全ての学校での改築が完了したという段階を考えると、その時には子どもたちの学習環境が一段アップグレードされた上で、『必要な教室や機能が公平に整う』ということが、非常に重要な事になります。このことから、この「学校施設整備方針」では、「標準的な仕様」をしっかりと定めて、それをきちんと目標設定をして、それぞれの整備計画を立てる、ということになるわけです。

加えて、今までの協議会で議論させていただいたように、皆さんからもご意見いただいているとおり、現在の学校は、今の学校が建てられた時に、どういうふうな学校を作ろうかという時に、十分視野に入れていなかった役割が増えています。一つは、「地域の中で学校が担うべき役割や機能」として、これからご意見をいただく部分ですが、先ほどご説明のあったような「避難所」としての機能や「地域開放」といった役割が昨今浮上してきているということでございます。ですから、これらの視点も入れて議論をして、先ほどご説明した、標準的な仕様の中で考えておくべきことなどの方針をしっかりと設定したいということです。今までの事務局からのご説明や、12月末に有志で施設の見学会をさせていただいて、大変ありがたいことに多くの委員の方がご出席されましたので、その時に実際にものを見て感じられたこともあると思います。これらも踏まえてご意見をいただき、資料20のシートが空欄となっておりますが、これを今日の議論で全部埋めることは出来ないと思いますが、最終的に整備方針を作る中ではこれらに対して、必要な方針を定めていくということになりますので、これを埋めるために有用なご意見をいただき、ここを埋める上で考え方の整理をするための議論をしていただくということがこの議題の主な目的、獲得目標となります。

戻りまして、それぞれについてご意見をいただきたいのですが、先ほどの説明にあったように、ここで議論する内容というのは、大きくは、子どもたちの教育環境に直接関連する部分である教育環境面、2番目にこれまで議論してきた災害時の避難所としての利用、3番目に普段使っていく中でも放課後・週末などにどのように地域開放をしていくのか。この3つの側面がございますので、この順番で議論し、ご意見をいただきたいと考えております。この表自体も 教育環境、 避難所、 地域開放となっておりますので、そのように話をさせていただきたいと思います。先に言ってしまうと、今までも議論にあったように、避難所として使う場合には、体育館・体育施設と併用できる部分との関係が出てきますし、地域開放に関しては特別教室等も含めて、それにふさわしい部屋が関連してきますので、当然ながら「3 教育環境」の部分と無関係ではないのですが、それに関係する主たる議論が避難所や地域解放に関する部分は、そこで出来るだけ議論をするようにして、まずは教育環境に直接関係する部分についてご意見・ご質問をいただき議論を進めたいというふうに思います。

では、教育環境に関わる面について、ご質問、資料を見てのご意見や、前回視察した時の感想、印象を踏まえたご意見でも結構ですので、委員の方々からご意見やご質問をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員 一個一個について、言って良いのか、どのように言っていったらいいのか分かりませんが、例えば、普通教室から順番に言って行って良いですか。

会長 まずは資料18がその順番に並んでおりますので、資料18をめぐっていただき、上段の3というシートに、普通教室関係がございます。ここにいくつか議論のポイント等書いてありますが、ここに書かれている内容で、まずご意見を頂戴するというところでよろ

しいでしょうか。

委員 普通教室に関しては、もちろん昭和30年に建てられた教室よりも広い方が良いと思います。また、パーティションで仕切れるような形、少人数制度も有効だと思いますので、広い教室をパーティションで仕切れるような状況を作れたら良いと思います。あと、議論のポイントにもある、手洗い場は教室の中でなくても良いのかなと、各階で共有できる手洗い場で良いのではないかなと思っています。それと、個人収納ですが、個人のは、教室の外の廊下にあるより、教室の中の方が良いかと思います。あとは、掲示スペースもユニバーサルデザインの観点から前に色々ない方が良いということは、色々参考意見もあったので、そこはすっきりさせて、廊下などに掲示スペースを確保するのが良いと思います。

会長 他の委員の方で、ご意見ありますでしょうか。

委員 教室について、立川を見て思った印象も含めてなのですが、開放感があって良いという面もあるのかもしれませんが、私は基本的には、教室は教室の機能としてそれなりの閉鎖性も必要なのではないかと思いました。

水道についてもありましたが、小学校といえども、小学校の教室の中に水道・水飲み場がある必要はないと思うので、それは共通施設にした方が良いという気がいたしました。

委員 教室の開放性の部分で、今までの教室であれば廊下側の前と後ろに引き戸がついていて、真ん中に壁があって、今この時期に学校に行くと、だいたいお正月に書いた子どもたちの書初めが廊下に掲示してあります。オープン化をして壁がなくなると掲示するスペースがなくなるのかなと思っているのですが、先日、立川第一小学校をお邪魔した時に校長先生が開放で良かった点として、教室で騒ぐ子がなくなったというお話も伺ったので、今までの教室の形のメリット・デメリット、開放したことについてのメリット・デメリットがあると思います。私は以前、区立の伊藤学園という小中一貫校にPTA連合会の研修でお伺いした時は、普段は開放してあるのですが、可動式間仕切りで教室を密閉したい場合は、仕切るという形のもので、基本的には常時開いていて、子ども達のロッカーの物が廊下に置いてあるというのを見させていただきました。また、今、学校の方で問題になっているのが、古い年代に建てられた校舎の場合、ランドセルの大きさが、昔のB5版サイズのランドセルからA4版サイズのランドセルになって、私たちが通っていた時は道具箱もランドセルと一緒に後ろに入れていたと思うんですが、今はもうランドセルしか入らなくて、道具箱は自分の机に入れている状況だと思っています。そうすると個々の収納スペースも教室の後ろだけだと厳しくなってくるのかなという弊害もあったりして、色々問題があるので何とも言えないのですが、その辺りについても、最近建てられた学校で良かった点などで聞けたらいいかなと思っています。

私は今、十小を含めまして、2校の会議にお邪魔しているのですが、掲示スペースの件では、掲示物が黒板の両サイドに散乱していると子どもが集中できないという話もあります。必ずお伺いして思うのは、正面には学校の目標や学年の目標があったり、時間割があったり、この資料の京都の学校の写真には載っていないですが、必ずスピーカーと時計が前にくるのかなと思います。あと、最近の流行では黒板が上下する形のものがついているので、その辺も含めて考えなければいけないかなと思っています。それとは別に、掲示物に関しては、学校の先生方が、子どもたちに宿題で出したり、また、展覧会がある学校もあると思うんですけれども、展覧会だけで展示できないものを教室に展示するという部分もあったりするので、普段から常に掲示しておくのものと、時期的に掲示するものがあるので、その辺のことも考えながらやらなければいけないのかなと思っています。

次に、手洗い場ですが、正直、教室の中に手洗いがなくても良いかなと思っていたのですが、第2小学校は、児童数が1,050人を超えている状態です。第2小学校ではトイレが南北に1個ずつあるのですが、トイレの廊下側に面して、手洗い場をつけるとした場合、手洗いの蛇口も多くて6個くらいだとすると、2か所で12個の蛇口に対して、男女みんなが、4時間目が終わって給食を食べる前に、そこに集中すると、大変になるのかなと思いました。だから、学校によって教室の外に出して良いパターンと、教室の中にもないと全員が食事の前に手を洗うということが難しくなる現状があるのかと思いました。

普通教室に関しては、あと、資料20になってしまうんですけれども、今より大きい小さいという意見になっているのですが、おそらく、文科省で1児童に対しての有効面積みたいな指針があると思います。保育園・幼稚園関係はそれが明確にあると思うので、それがあれば逆に出示していただいて、低学年と高学年で教室の児童数のMAXの人数も違うと思うので、そこである程度案というか、これが一応文科省の指針でありますよという形で出示いただくと、私たちメンバーの方がこれくらいの方が良いのではないですかと言いやすくなると思います。また、新しい学校と昔の教室でこれだけ差ができていますというのを出示いただけると参考にしやすいと思います。

会長 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

委員 普通教室・学習室に関しましては、基本的には南側に位置したところに設置したら良いのではないかと思います。なぜなら子ども達はいつも、やはり日の当たるところにいたい、そこで勉強したいということであれば当然のことかなと思います。他の特別教室に関しては、北側に位置していても問題はないのではないかと思います。それから、教室そのものは正方形より長方形の方が良い、使いやすいという意見がございますので、そのような方向に持っていったらどうかと思います。

昔では考えられないのですが、オープンスペースというものが最近多くなっています。ある程度は、ガラスの戸を設置して区切るといいですか、そういうところも必要ではないかと

思います。

それから、手洗いに関しては、教室の中より外、子ども達の持ち物に関しては教室の中という形で設定してはいかがかと思います。教室に関してはできるだけ音が反響しないような部屋にする必要があるというふうに思います。

会長 ありがとうございます。その他はいかがでしょうか。

委員 水道については、私は学校の中を分かっていなかったのですが、この資料を見ますと、教室内に水道を置いている所として、府中は珍しい方のケースだという記載がありました。そういう観点からも外に出して、少し数を増やすという方向の方が設備的には良いのではないかなと思いました。

会長 それぞれの委員からのお話を伺って、少しだけまとめさせていただいて、それを経て、また追加のご意見があるかもしれないので、改めてそれを頂戴したいと思います。

普通教室に関しては、オーソドックスな学校の計画をする場合には、それぞれのクラスの教室というのがあって、それに特別教室がつくという形になりますので、各学年・各クラスの児童・生徒が自分の教室として使う教室となっていて、今のお話を聞いていると、4つほどの論点が出てきている気がします。1つは広さに関して、2つ目は開放性の設定に関する問題、3つ目は手洗い場・収納等、掲示場スペースも含めて、諸所の要素のレイアウト等に関する問題、最後に4番目として、部屋の光・音・熱などの環境に関することがあったと思います。

まず広さに関しては、委員からもあったように、基準自体はあると思う。ただ、このあと議論を深めないといけないのは、普通教室を全部大きくしていくことは多分出来ると思うのです。ですが、そうすると、それ掛けるクラス数で施設の規模が大きくなりますので、逆に、この後、議論するかもしれない部分に割ける、割と府中市独自に新しく展開しようと思う部分に割ける面積が減ってしまう可能性があるかもしれない。ただ、もう片方の考え方として、普通教室は従前に加えて必要な面積はしっかり確保するのですが、それは必要な機能をしっかり確保する程度に留めておいて、その他に使う部分を、もう少し思い切ってそっちに面積を割こうという考え方もあるかもしれません。これは議論をしておく必要があるのかなと感じました。

2つ目はですね、教室の開放性に関しては、前回皆さんと立川の第一小学校を見に行くことができ、かなり大胆な計画をしているものを実際に見ることが出来たので、意見交換をしやすくなっていると思いますが、あのようなタイプのものもかなり出てきている。そうすると、ああいうタイプのものというのは、要するに部屋として閉じた教室で授業をやるわけではなくて、何となくダラダラと繋がっている状態で、領域の中に複数の教育ユニットがある状態になるのですよね。ですから、それを使いこなせるような先生でないと、授業をやるの

が大変だという側面もきっとあるのだらうと思います。このことは、施設計画として、建物を見に行き、「これが良い」、「こっちが気に入った」という議論よりは、府中市としてどのような教育方法でどういう授業の仕方をするのかということと、それにふさわしい教室の開放度とはどういうものかという議論を深めていくのが必要なかと考えています。私の専門の立場から申しますと、開放しているというのは空間自体隔たりなく繋がっている状態が一番開放している状態と言えます。この場合は、音も隔たりなく繋がってしましますし、光も熱も繋がっていますし、全部一体なわけですね。だから、誰かが騒げば遠くまで聞こえてしまう。結果として、そういうことに配慮するように、子ども達が行動するようになるというのは良い面かもしれませんが、結果として、逆の方では、どこかで先生が強く、ある子を叱れば、遠くの方まで聞こえてしまう。本当に繋がっている空間の開放性を求めるのかどうかという議論もする必要があるかもしれません。開放性に関しては、部屋として仕切れても、先ほど議論したようにガラスで仕切って視覚的に開放性を取りながら、部屋としての括りを作るというのは出来るかもしれません。あるいは、普段は、先ほどご意見があったように、普段は開けておいて、必要な時に仕切れるようにするという工夫もあるかもしれませんし、この辺も、教室の開放性の設定をどの辺にするのかというのは少し議論をする必要があるかなと思いましたが。3番目に、掲示スペース・手洗い場・収納などのレイアウトは、今、色々ご意見をいただいておりますので、そういうものを丁寧に組み入れていくことになるかもしれませんし、先ほど議論になりました手洗い場に関しては、数量的なものが足りないのは使いにくくなってしまいますので、しっかり確保するとして、それをどこにどういうふうに置くのかということに関していうと、全部教室ごとに置いてしまうのが良いのか、あるいは、教室と教室の間にあるようなところに置けば、ある学年の子がクラスに関わらず、手を洗う時に会ったりするような空間が出来るかもしれないなどですね、そういうものを考えていく事になるのかなと。ですから、収納など個人のを置くスペースは教室に近いところにおいて、学年の中で共有できる性質のものは外に出すとか。あるいは、掲示スペース等もそういう形で相互に違うクラスの子のものを目にしながら、日々の生活が出来るようにするというのも一つの方法かなと思いましたが。

最後に、4番目の環境面に関しては、先ほどご意見があったように、普通教室が子ども達が一番多くの時間を過ごすところになりますので、基本的な環境を整えていくということに関しては、皆さん合意いただけるかと理解しております。

少し長く話してしまいましたが、そういうようなまとめをさせていただいて、何かこれに付け加える意見ですとか、少し議論をした方が良さだらうと申しあげたことについて、ご意見があれば頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。

委員 よろしいでしょうか。資料21で色々ご意見をいただいておりますので、その普通教室のところの、指導室から何点か意見を出していただいている部分を尊重していただきたいと思いましたが。掲示物の配慮ですが、発達障害のお子さんにとってむやみに物があるとい

うのは非常に集中力を欠く原因になりますので、そういった配慮がこれから必要になるの
だろうと思いました。教室の広さに関しては、5中のほうから「広く・ゆとりがあってやり
やすい」というような意見が色々なところに記載があり、見たら、一人当たりの面積が17
平米を超えるようなので、それを参考にすると一人当たり15平米とするのが、ひとつの目
安の数字なのかなと思いますが、府中市内の小中学校でものすごく生徒数の偏りがありま
すよね。例えば二小は、児童数が本当に多くて、一人当たり15平米を確保すると、どのく
らいの大きさの校舎になるのだろうと。実現できない広さになってしまったりすると、同
じ府中市内の児童生徒であっても、教育環境に非常に大きな差が出来てしまうところを、ど
うやって教育環境を担保していくのか、というのは慎重に考えなければいけないのかなと
思いました。確かにある程度確保された広さは必要だとは思いますが、それを確保できない
学校に対してどういう手当てをするのかという部分をきちんと考えなければいけないと思
いました。

会長 今のご意見は、むやみに普通教室の単位面積をどんどん拡張方向にして、そこに差
が出てしまうと良くないのではということでしょうか。

委員 校舎を広げられない学校で学ぶ子どもたちの教育環境をどうやって保障していく
のかということで、広いに越したことはないとは思いますが、最低でもこの大きさを
確保するというところを押さえておく方が良いのかなと思いました。

会長 そうすると、余裕があるケースについて余裕をどこに振り分けるのかということ
に関しては慎重に検討されたいということでしょうか。

委員 はい。

会長 他にいかがでしょうか。

事務局 先ほど委員からご意見いただいたところですが、基準のお話です。私たちも、基
準について再度調べますが、学校について校舎、校庭、体育館の大きさについては基準があ
りますが、教室内については基準がないという認識をしております。

他市では教室の大きさをどうするのかというと、実は議論の一つとなっておりまして、改
めて基準になるところと、公共マネジメントの観点をどの市町村でもやっていますので、言
い方が乱暴かもしれませんが、逆にその基準があればそれ以上設けなくてもいいという議
論になってしまう可能性があります。府中市の場合、先ほども委員が仰ったように、3中、
5中は90平米という大きさでとっているのですが、これはこのコメントからも分かるように
非常に余裕があって使いやすいというような意見があって、むしろこれは広すぎるという

ようなご意見も学校の先生からも頂戴しているところでして、これについては十分議論しなければいけない。片や資料21の普通教室の10小から貴重なご意見をいただいているところなんですけれども、六年生だと狭く感じるという意見です。ということは、今の旧JIS規格で、7メートル×9メートルの63平米があるのですが、これについては見直していかなければいけないだろうと、資料を作りながら思っていたところです。これは皆さんと一致したのかなと思っています。しかしながら、委員からも意見があったように、3中、5中で非常に広い方が良いよねということが、本当にどこまで広くて良いのかというのは十分議論していく必要があると思います。普通教室の問題が一番大きいものですから、そこはしっかり議論し、根拠立てをした上で、皆さんの意見を集約したものを、市としてある程度基準として大きさを設定し、お見せしていきたいなと思います。今会長から4つの観点で色々とヒントをいただいて、それについて意見をいただいたことを踏まえた上で、改めて整備指針を定めて皆さんにご提示したいと思います。

(内藤委員、一時退席)

会長 ありがとうございます。冒頭でも整理させていただいたように、公教育の施設であるということなので、特に普通教室に関して、ここで設定する仕様は公平に行き渡るようにするということが基本になります。そういう観点も入れて、変な偏りが生じないような配慮の上で、されども質的にも量的にも良いものが出来るのであれば、そこは追求していくというスタンスになるのかもしれませんが。

後は、先ほど言いそびれましたが、いくつかの学校でもそういう話が出ていたと思いますが、何せやはり児童数・生徒数は固定ではなく、変動するものなので、変動する時の追従性がある程度あるということも非常に重要なことかもしれません。どう変動するのか確定的に予想出来ないにしても、どう変動するのかというのが学校の個別の条件に含まれると思いますので、その部分も含めて、計画が対応できるように組んでおいていただくということになるかもしれません。その時に場合によって、普通教室を割って使ったり、合わせて普通教室として使えるようにするというような可能性を持たせておくことも大事なこともかもしれませんので、ご配慮いただければと思います。その他いかがでしょうか。

委員 普通教室の大きさについてですが、7メートル×9メートルというのはほぼ同じような規格だと思うので、私どもがこの前見学をして感じたのは、子どもたちが学習したり、あるいは給食を食べたり、グループトークをやる時に机をブロックごとに作って子どもたちが活動するにはやはり狭い。先ほども出ましたように、高学年になると動き回るには狭い。そういう子どもの行動パターンを考慮しながら、スペースを検討していけばよろしいのかなと思います。何か子ども達がモノを作ったり討議したりする時に行ったり来たりするのを見ていて大変そうだなという印象を受けました。

会長 そうですね。特に、小学校の場合は、高学年になると子ども達の体が少し大きくなりますから、そういうことがあるかもしれませんね。逆に小学校で低学年の子ども達は体も小さいですし、活動の仕方も違いますので。これは小学校の計画をする時には設計者の方は当然考慮すると思いますが、そういうことも大事な事かなと思います。

他いかがでしょうか。普通教室に関しては、だいたい今出していたようなご意見でよろしいでしょうか。

それでは、次に特別教室関係になるのですが、どうでしょうか。順番に、避難所と地域開放は後で話しますので、資料18の特別教室関係は地域開放が主に議論のポイントに書いてあるのですが、管理諸室、その他の共有スペース含めて、避難や地域開放に関わらない部分、学校として使う部分についてご意見があれば、まず特別教師関係で何かあればお願いいたします。

委員 よろしいでしょうか。調理室など作業台については、出来れば可動式のものを導入していただくと車椅子の人が使いやすいですね。全部は難しいと思いますが1か所でも、学習机は大きさがいくつかパターンがあって使えるものを設置いただける良いと思います。作業台・調理台は造り付けで一定の高さになると普通の人を立ててやる作業だと高すぎたりするので、ものによっては作業台を上下動かせるものがあるので、検討いただければと思います。

会長 高さの可動型のことですね。

委員 流しなんかもそうですが、そういうものを導入していただけると車椅子の方でも、知的に授業についていけるお子さんであれば、普通校に通われると思いますので、そういった点を建替えの際に配慮いただけると非常にありがたいと思います。

会長 分かりました。貴重なご意見ありがとうございました。これは全部をそうする必要はないと思いますので、そういう子ども達が学べる場として配慮することが必要ということです。他はいかがでしょう。

委員 家庭科室で資料21だと十小のやつでもあるんですけども、実際に見た時に感じたんですけども、資料18の3中の調理室の台を見ていただくと分かるんですけども、こういう机みたいに、ひざが入らない状態の調理台になっているんですね。

そうすると、丸椅子でも隣の木工室の木の椅子を持ってきても、テーブルにひざが入らず、横向きの手を伸ばした状態での作業となるので、先ほど委員が仰ったような形の、上下なりに可動して車椅子の方のひざが入る形と、普通の児童たちもひざが入る形、確か立川一小的

家庭科室はひざが入る形になっていたのですが、そういうもので考えた方が良いのかなと思っています。調理室でも調理台に関してはガスの管と水道の管、排水の管がつながる関係で、固定にしなければいけないものも必ずあるとは思いますが、ひざが入る形にした方が良くと思います。配管が立ち上がる場所だけ見えない形になっていれば保護もできますし、子ども達も作業がしやすいのかなと思うので、そういう形のものも設計段階から入れていただかないと予算が変わってきますので、配慮いただければ良いかなと思います。

会長 ありがとうございます。その他はいかがでしょうか。

委員 もう1点、すみません。視聴覚室というのが特別教室の中にあると思うのですが、10小さんは各普通教室にプロジェクターが既に設置されていて、映像を見せたりする場合には、そこを使えば良いと思うのですが、複数のクラスとかで、まとめて見るための視聴覚室が必要なのか、三中さんの教室を見る限りだと2クラスも入れるかなという形なので、学校が、どのように授業で使われているのか私も把握できていないので、何とも言えないのですが、一クラス単位くらいであれば、各教室にプロジェクターとスクリーンさえ設置すれば視聴覚室自体が不要なのかなと思いました。もちろんあくまで私が今思っている意見で学校がどのように授業で活用されているのかわからないので、その現状を確認していただいて、視聴覚室がこれだけの規模で、各クラスにプロジェクターとスクリーンがないから視聴覚室を利用しているということなのかどうか事務局の方で調べていただけるとありがたいです。

会長 ありがとうございます。確かに今のご意見のように視聴覚室自体は、かつてAV機器が非常に高価な時に、それをこの部屋に置いてシェアをするということをしていたので特別教室としてあるわけですが、今それが普及してきているのでその役割を、特に中学校等では普通教室の方に委ねてしまうという考え方も出来るかもしれません。その場合には視聴覚室を削ってしまうのか、むしろ、それに違う役割を持たせた部屋として展開していくのかというのは、実際の使い方とも関係しますので、今日は学校の先生の委員の方ご欠席ですので、その方のご意見もいただいて、確認していただければと思います。

委員 今の委員のご意見にもありましたとおり、学校の単位で、いわゆる生徒と教師の関係の中における使い方であれば、それでよろしいと思います。地域開放という観点からすると、視聴覚室はそれなりのスペースであった方が逆に機能するのではないかと思います。

会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委員 はい。コンピュータ室というのは、パソコンが置いてある部屋と言う理解でよろし

いでしょうか。将来的にタブレットの学習をしていくということになると、パソコンを常時置いておく部屋が必要なのかどうかということも考えられると思うのですが、タブレット型にするなら今度は電子黒板が必要になるのかなと思ったり。その辺の今後の展開がどのようになっていくのかも考えていかなければいけないと思います。

それから管理諸室まで言っているのですか。

会長 そうですね。この意見の後くらいに行こうと思っていますので、先取りで言っているだけでかまいません。

委員 管理諸室については、ゾーニングのところでは話があると思うのですが、色々な意見を見ると、職員室・事務室・校長室は隣接して連携が取れるようにしている方が良いのかなと思います。応接室というのは校長室と一緒に良いのかなとも思います。来客・来賓を招くのは校長先生だと思いますので、そこに併用していく。あと、三小に行った時に小会議が出来るように校長室をこの形にしたんだ、というようなお話があったのですが、会議室はもちろん必要なのだろうなと思います。五中の意見でも口の字の形で全員で会議をしたい、というので会議室は必要だと思うのですが、職員室では話ができない小会議が出来るスペースとして校長室を広めにとって会議が出来る場と応接のスペースが取れたら良いのかなと思います。あと職員室、校長室はやはり校庭が見やすい場所の方が良いと思います。個人情報の中でパソコンの収納スペースがないという意見があり、先生方もパソコンをどこまでどう使っていくのかな、というのもあると思いますが、そういうところも必要なのかなと思います。

保健室に関しては、三中だったか、職員室と離れているから連携が取りにくいという意見があったと思うのですが、職員室の近くの方が良いのかなと思いました。保健室の中も、色々な子ども達が来るところなのでパーテーションで仕切ったりとか、インフルエンザになれば一時的に隔離できるような場所も必要なのかなと思います。

また、細かいところですが、職員の更衣室の意見に、女性と男性の比率、ここが男性と決めてしまうと、人数の変動があった時に流動的に出来るような更衣室にしたら良いのかなと思います。あとはシャワーがあったら良いなという意見もあったので、その辺も取り入れてあげたら良いと思いました。

あとは、その他のところの、資料20の2枚目ですが、児童・生徒の更衣室に関して、これはどういうことであっているのか、小学校でも教室を入れ替えて着替えをしていると思うのですが、トランスジェンダーの子もいるので、そういう子が着替えられる場所、以前二中に行った時もそんな話があったので、そういうこともこれからは考えていかなければいけないと思いました。

それから、中学校の和室ですが、稼働率が低いのもありますが、どこまで必要なのかということをお考えた方が良いと思います。作るからには稼働率を上げていかないと無駄なもの

になってしまうかなと思います。

会長 ありがとうございます。前段でいただいた、視聴覚室・コンピュータ室に関しては今の計画時点でも技術は日々進歩していますので、何とも言い難いのですが、10年単位ぐらいでのざっくりとした時間間隔をみて、どういうふうに行うのかということも関係しているのですが、今ある形がベストとは必ずしも言えないので、その辺は柔軟に考えていただいて、余剰が生まれればそれを振り分けるという考え方になるのかなと考えております。後段でいただいた管理諸室関係に関しては、それぞれの部屋の位置関係、後ほどお話しするゾーニングとか、その中で、一緒に使う人たちがどう動くのか、動線設定と関係してくるところかと思いますが、小中学校の実際の設計される方がしっかりプランニングすべきことに含まれるのですが、そこを留意して進めていけるようにということになるのかなと思います。

それから細かなスペック周りの話が色々あると思いますので、それは実際に使う方の意見も集約しながら設定していくということになるのかなと思います。管理諸室関係の話にシフトしてきましたので、管理諸室関係・その他の諸室・共用スペースについて、5番・6番のページ辺りに書いてあることについて、何かご意見があればお話いただければと思います。この辺の考え方というのは、先ほど冒頭で話した、普通教室を重視していくのか、そこはしっかりしているが、コンパクト目にして残りに振り分けていくのかという議論とも関係する部分だと思いますので、より充実する部分の力点をどこに置くのか等、もしご意見等あればいただきたいと思います。いかがでしょうか。

委員 普通教室の広さを充実させて特別教室等、敷地面積に絡んでくることなんですけれども、昭和30年代に建てた当時の建築基準法の建ぺい率だったり、容積率だったり、今どうなっているかを聞きたいです。敷地面積に余裕がある学校、余裕がない学校があると思うので、その辺も事務局から教えていただければと思います。

事務局 建築基準法上、委員が仰ったように、建ぺい率等がかなり変わっております。また、道路がひかれている関係で変わってきます。これに関しては今後の協議会の学校ごとの個別条件のところ、それぞれの学校を説明させていただくところかなと思います。まさに委員が仰ったように、同じように建てようとしても、建物をセットバックしなければならず、校庭が非常に狭くなってしまったり、その狭くなり方がトラックが200メートル引けるか引けないかというレベルの学校もあります。また、日影の関係もありますし、その辺のことも個別状況の時にご説明させていただきたいと思います。

会長 先ほど申しあげましたとおり、個別の学校自体の条件の中でどのくらい積み上げていって余裕があるのかというのは条件が異なると思いますので、それはそれとして全体

整備の力点として、ここの部分はそうであってもしっかり重視すべきことだということころがあればいただきたいのですがいかがでしょうか。

事務局 補足でいいですか。だんだん核心となってくるのですが、今の学区編成はそのままいきたいと考えています。ただ、今皆さんが心配されているように、諸室の大きさを変えた時にその規模を建てられるのかどうかという議論にどうしてもなってしまうのですが、まずは平等・良好な教育環境を確保するための基準を定めたいというのが市の考えです。

そここのところは、その後、技術的にどうしていくのか、逆に言うと、建築の技術的なところでカバーできるのか。そういった議論に入っていきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

会長 いかがでしょうか。もしないようであれば、この後、避難所に関連する部分、地域開放に関連する部分で、特別教室周り・共用スペース周りは地域開放とも絡んでご意見がいただけるかもしれませんが、そちらの方に移らせていただければよろしいでしょうか。

それでは、次に避難所として必要なものというあたりです。これも今までかなり個々の部分は議論が進んでいるので、ある程度既に出ている議論は深堀りすることでも良いと思いますが、改めてリストとして参考意見を見渡す中で、何かご意見があればいただければと思います。

委員 よろしいですか。避難所として使用するという場合ということで、先ほど和室の必要性というのがありましたけれど、和室が1つあると高齢の方や障害者など非常に避難生活をする上で助かります。作る余裕があれば設けていただきたいなと思いますが、武道場も利用できると思います。ただ、避難所として使用するのであれば1階でないとアクセスの面で使いにくいと思います。それが上の階の3階、4階に設置するとなると、それでは使えないので、別の使い方を考えなければいけないのかなと思いますけれども、有効かなと思いました。

トイレですが、誰もが使いやすい「誰でもトイレ」とよく言われますが、誰もが使いやすいと、中途半端に使いにくいことがままあります。例えば、手すりの場所が、片側麻痺の方で右手が麻痺なのに右側にしか手すりがないとか、障害の程度とか場所によって使い勝手の良い「誰でもトイレ」と、悪い「誰でもトイレ」があります。学校ではありませんが、他の公共施設でお願いする時には色々なパターンを作ってくださいと言っています。なんでも詰め込むとスペースも限られてくるので、使いづらくなります。「このトイレはこういった方に適した多目的トイレです」という形でパターンを変えていただくと、色々な人が使いやすいトイレになると思います。

また、地域開放ということを考えて、そこにゾーニングされるような「誰でもトイレ」であれば、是非、大人の人オムツ替えが出来る折りたたみ式のベッドを設置していただきたい

と思います。今色々なものが出ておりますので、ご検討いただきたいと思います。

会長 トイレ周りに関して、ユニバーサルデザインという言葉はかなり広まっていますが、具体的な落とし込みの部分があると思いますので、貴重なご意見をいただいたと思います。避難所として利用することに関しては、従前に校庭と体育館との関係を大分議論していて、学校側として普段は和室やランチルームで使うものであるが、そういう場合に今、ご意見があった部分を含めて使用できるところをあらかじめどう折り込んでおけるかという議論だと思います。その辺も、この後のゾーニングの話で関係してくるかと思いますが、そういうふうな利用の時に、そちらに委ねられるような部分というのはあらかじめ作っておくという視点を整理しておいていただくことになるのかなと思います。おそらく、余剰の面積などを少し余裕を持ってそういう部屋に振り分けておくと、いざ避難所として学校を使うこととなった時に、避難所として使用できることに繋がりますので、整備の中で何が出来るのかを考えていくこととなります。

この関連で他にご意見はございますか。

委員 避難所として利用される場合に、体育館が主な広いスペースだと思いますが、体育館の場合、先ほども話がありましたが、トイレが男女それぞれ1つほどしかありません。避難所として使うなら1つでは用を成さないということなので、少なくとも4つか5つ、トイレを用意しておくということは必要なのではないかと思います。

それから防災倉庫ですが、先日、第三中学校に行き、防災倉庫を見せていただいたのですが、そこは調理室の隣にあり、体育館の近くにはなかった。毛布などにしても、早急に必要なものは体育館と隣接するようなところに防災倉庫を用意してもらうことが必要ではないかなと思います。

先ほど話に出ました和室ですが、和室は確かに都合の良いものですが、稼働率が悪いということであれば、場合によっては毛布・布団を用意して、保健室を兼ねる方法で使えるなら利用価値を上げることが出来ると思います。

会長 ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

委員 ランチルームがこの資料だと左から二番目に出ていると思うのですが、視聴覚室がなくなった場合、ランチルームにそれだけの設備を入れると一般開放で使える形に出来るのかなと思いました。先ほどから出ている和室の件も、お茶を入れる時に、お湯を沸かしておく量を半量分上げてやるところがあると、防災時、ガスが止まった時でも火が熾せたり、お湯が沸かせたりということもあると思うので、その辺も考えていただけると良いと思いました。ほとんどの学校施設や市の施設に都市ガスが入っていると思いますが、本当に大きな災害が来た場合、元の管が止まってしまって、この間の施設見学の時に、昼を食べた日本

一の給食センターですら機能しなくなってしまうので、プロパンガスの設置も考えていただいた方が良くないかなと思いました。

あと、管理諸室の、ここに出ているガラス張りの職員室で、写真にある、京都市立凌風学園は小学校ですか、中学校ですか。小学校では個人情報のものは気にしないで良いかなと思うのですが、中学校になると進学に関わる試験の前に先生方がテストを作成する際にガラス張りというのはどうなのかなと思いました。小学校ならガラス張りの職員室があっても良いのですが、中学校だとその辺はまずいかなと思いました。その辺が、私たちが意見を出す時に考慮して話した方が良くないかなと思いました。

事務局 京都市立凌風学園は小中一貫校です。京都のお話ですが、同じように管理諸室の資料の右にある御池中学というのがあって、私も見たのですが、本日、先生がいらっしゃらないので再度確認したいと思いますが、府中市の場合、事務室に来客が来ると事務職員が対応し、そこから事務職員が先生を呼んでそのカウンターで引継いで対応するのが一般的ですが、御池中の場合は職員室と事務室が一緒になっており、事務職員の方も学校の校長先生の配下に入っていますので、来客対応など、仕事の状況も全部確認できるということで、そのような形を採用していると、校長先生が仰っていました。また、凌風学園の一貫校についてですが、2年半前に見学に行った時には、職員室の遮断性について、テスト問題を作る際やテストの時期では、配慮がされていたと記憶しております。

視聴覚室については、先ほどから議論されておりますが、前回ご提示した資料16を見ていただくと、視聴覚室の設置にバラつきありまして、仰っていただいたように、普通教室にプロジェクターがあれば、当時、視聴覚室が作られた意味合いが変わってくるのではないかなと思います。テレビが全教室にあたりする等のタイミングで、視聴覚室の重要性について、学校によってバラつきがあると事務局でも認識しているところです。今後の技術的發展に伴って、今後、この設置がどうなのかということは皆さんのご意見をいただき、一中・八小にはフィードバックして、チャレンジしていきたいと思っております。

会長 ありがとうございます。避難所関係に関しては、これまでも議論を積み重ねてきましたので、一定の内容は踏まえていると思っております。それでは、地域開放に移ってもよろしいでしょうか。地域開放を前提として特別教室など含めて考えていくことについて、何かご意見があればいただけますでしょうか。この辺の話は後段のゾーニングの話とも関わりますので、場合によっては、そこで戻って議論することが出来るかもしれませんが、この時点でいただくことがあれば、先にご意見をいただきたいと思います。おそらく部屋によって、地域開放に向いている部屋とそうでない部屋があるようですので、あらかじめ地域開放のイメージを持って、こういう部屋はこういう条件というような、条件を整えてそこにふさわしい場所に置こうという議論になっていくのかもしれませんが、何かご意見ありますでしょうか。

資料18の論点にもありましたが、この時に気を付けなければいけないのは、地域開放を重視すると地域開放側の使いやすさを考えてしまい、ともすると、通常利用時の動線と重なってしまうと、事後に対応しなくてはいけなくなります。例えば、立川第一小学校で陶芸の部屋に行く動線と体育館の動線が重なって、最終的に人を置いてセキュリティ管理をしているという事例がありました。計画を設計する段階で処理をすべきことだったかもしれませんが、そういうようなことも後でセキュリティ区画・ゾーニングの話で出てくる事だと思いますが、そういうことについては、計画時にしっかり方針を出して確認をすべき事項かなと考えております。

委員 確認ですが、地域開放はどこまでどう開放するのか。府中市は文化センターがあるというのは前にもお話していますし、現段階では体育館はかなり地域開放が進んでいて、となると、文化センターに図書館もあるし、図書館も府中は充実しているかなと思うので、あえて学校の図書室をこの間見学に行った立川一小のようにするべきなのかどうか。文化センターとの関わりをどうしていくのか見えてこない。それこそ皆さんが議論していたように、各学校でそれぞれ全部違う。例えばプールがなくなれば、地域のプールが3つなくなりますよね。そうすると地域のプールとして、開放できるプールを学校の中に作らなければいけないかなど。どこをどう精査して考えていけば良いのか、正直すごく悩んでしまいます。まずは、地域開放に関しては文化センターとの兼ね合いを伺いたいのですが、いかがでしょうか。

事務局 非常に貴重なご意見ですが、基本的に地域開放を他市で見ると、一般の普通教室では出来ないの、特別教室が中心となります。管理諸室の中でも会議室等になると思っています。まさにこれはニーズの問題になりますので、私たちとしては特別教室、会議室を中心に、開放時に特に注意しなければいけないと考えておりました。さらに話しますと、第1回目の時に、府中市の公共施設の43%は学校ですと説明しました。老朽化が一番進んでいるのは学校施設となっており、学校施設の後、文化センターが老朽化を迎えることとなります。当然、文化センターのニーズはまだありますので、学校開放によって、すぐに文化センターに影響を与えることにはならないと思いますが、仮に一つの事例として、文化センターを改築していく時に、今まで地域開放していなかった学校の会議室を、今後は地域開放しますということにするとします。そうすると、ゾーニングの話もありますので、33校の会議室を急に開放はできませんが、新設校は会議室を開放することになった時、文化センターにも会議室があります。私も文化センターを把握しきれていないのですが、例えば、2つあった会議室を改築する際に1つにする、なぜなら学校で会議室を開放しているから、という運びもあり得るのかなと思っています。

あとは、調理室・家庭科室も含めて、手芸の講座が文化センターにいくつかあって、稼働率を見た時に、色々理由はあるのだけれども、文化センターは11館しかないの、もう少

しきめ細やかにやるのであれば、学校の家庭科室を開放していこう。その代わり、文化センターを改築する際に、その機能を文化センターからなくしていく。そうすると、子ども達が使う施設でありながら、今までは別途大人のために文化センターで行っていたクッキング教室などを学校で出来るようになる。併用できるようになると、公共施設が減るという考え方になります。この辺の可能性をこの学校施設の協議会がイニシアティブをもって進めていただきたいというところは私たちも思っております。当然今日いただいた中で、事務局案を提示して合意していただくこともあれば、地域のニーズがあるので学校施設のここの部分は地域開放していった方がより合理性が生まれるのではないか、その根拠となるのは他の57%の公共施設が重複している機能があるので学校施設に集約してはどうですか、というところのご意見がいただければ非常にありがたいなと思っております。

委員 文化センターについて、ここにお集まりの委員の皆さんは、地域に根ざして活動されて、何かの団体に属されていると思います。それで文化センターの会議室を借りられる際には、その会として会議室を借りているので出入り自由ですが、一般市民が講座をやる、この会が市民を公募して参加してもらうという会議室の利用の仕方は本来ダメだと聞いています。実際には会に属したメンバーで申し込みをしたら、その会のメンバー以外人間は入れないというルールになっているようです。今後、学校の会議室を使わせようとした場合、市民が申込みをしても利用が可能という形になるとは思いますが、上手くゾーニングができない場合は学校が許可した団体や学校施設利用も事前に登録をして調整会議も出ている状況だと思うので、そういう形にするとある程度セーブをかけられて文化センターとの線引きもできると思います。しかし、今、府中市は人口が増えており、利用の需要も増えている状態だと思いますので、どこの会議室を使えるのかと考えた時に、利用料を払って借りられるのが、ル・シーニュの上のプラッツかルミエールかなと思うので、せっかく地域開放するのであれば文化センターと線引きするか、文化センターからはじかれた人たちを受け入れる受け皿になるような形を考えていかなければいけないと思いました。

先ほど出た家庭科室ですが、ルミエールもプラッツも調理室はあります。この間、ルミエールの調理室を使わせていただいた時、中華料理の職人さんに来ていただいて、中華鍋を振ろうと思ったら、全部、コンロがIHになっていて、振って持ち上げた瞬間にエラーになり、使いづらいという話もあったので、確かに安全面を考えればIHが良いと思うのですが、学校の家庭科室も、市の調理室も火力が弱かったりしますので、調理に関わることで、都市ガスでもプロパンでもどっちでも良いですが、ガスバーナーのものも考えていただいても良いかなと思います。特に、地域開放していく形になった時には、その辺で多分問題が出てくるかもしれませんし、災害時のことを考えると、計画停電もありましたし、電気も止まるでしょうから、電気が来なければIHはまったく役に立たないので、その辺も考慮していかなければいけないかなと思いました。

委員 長い目で見ていく必要があるのだと感じました。文化センターとの兼ね合いを調整していけるようになるのなら、学校を開放していくのは大事なことなのだと思います。

会長 行政側からすると効率の観点から二重にあるものを一つにまとめたいというのは、ごもっともなのでそれを否定するつもりはありませんが、ここで議論を深めた方が良いのは、地域開放というのは普段子ども達が使っている空間ですよね。そこを、その周りに住んでいる方々も使うようになるということです。発災時には避難所として使うかもしれない場所です。地域開放という機会をきちんと設定することによって全く使ったことのない場所ではなくなり、使ったことのある、行ったことのある公共施設として学校が再設定される、そういうのりしろとして地域開放という機会を少し意図的に出来れば、おそらく災害時に避難所として使う場合も、よりスムーズにより良い形で展開が出来るでしょうし、その時の安心感というレベルも少し違って来るかもしれないですよ。そういうことも意識して、学校の地域開放を考えるとよろしいかなと思います。既に体育館や運動場を含めて、かなり活発に地域開放をされている状況もあるようですから、その状況をもう少し今言ったような形でのりしろ部分を作ってあげるためには、どういう部屋をどういうふうに、追加的に地域開放出来るようにしたら良いのか、あるいはもしなかったような余裕が出た時に作れる部屋として考えた方が良いのかという様な議論になっていくのかなと思うのですが、この点はいかがでしょうか。この辺の議論を終えて次に移ろうと思いますが、付け加えるご意見があればお願いします。

ないようですので、議題2(1)は以上とします。

次に、関連する部分ではありますが、議題2の「(2)ゾーニング」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは説明いたします。資料22「学校施設整備方針(案)について(ゾーニング)」をご覧ください。資料の説明を行う前に、先ほどまでは、教育環境面や避難所や地域開放といった「地域の中の学校」としての役割を考慮し、各部屋・各教室に対する議論を行いました。

ここでは、その各諸室の機能を高めていくため、各教室・各部屋とのつながりや連携について検討し、各諸室が教育の場として、また、地域の方々の災害時の避難所や日常で使用していただきやすい、配置を検討したいと考えています。

それでは、資料22「学校施設整備方針(案)について(ゾーニング)」をご覧ください。

ページ下段のシート2は、12月に見学した、三中の校地全体の配置図を用いた現状のゾーニングについて、検証を行っています。

図は、上部が北側となりまして、校舎は、敷地の北側に位置しており、校舎の南側に体育

館と校庭があります。

校舎の昇降口は、北側と南側の2か所あり、来校者は北門を通過して、北側昇降口へ、生徒は東門を通過して南側昇降口から校舎に入ります。

管理諸室関係の配置として、右側の上のオレンジ色の吹き出しに記載しておりますが、北側の来校者用の昇降口に事務室が面して、配置されています。

その下のオレンジ色の吹き出しに記載のとおり、職員室や保健室は校庭が見渡せる場所に配置されておりますが、事務室と職員室が離れて配置されている状況です。

次に、特別教室関係の配置として、左側のピンク色の上の吹き出しに記載しておりますが、3中改築時には地域開放を考慮したセキュリティ区画は設定しておりません。そのため、地域開放の可能性のある、図工室や図書室等は離れて設置されています。

その下のピンク色の吹き出しでは、コンピュータ室が職員室の近くにあり、目の行き届きやすく管理しやすい位置にあることとしています。

資料を1枚めくっていただきまして、シート3をお開き願います。

シート3は、3中の校舎の1階から3階の平面図を示しており、図の下段、1階部分のゾーニングについては、1階にオレンジ色の管理系の諸室と、オレンジ色の特別教室関係の諸室が、東と西に分かれて配置されているという特徴があります。

次に、図の中段、2階となりますが、特別教室の配置について、ピンク色の吹き出しでございますが、音楽室や調理室が2階にあり、災害時の開放や地域開放について、配慮されていないとしています。次に左側のその他として、紫色の吹き出しでございますが、備蓄倉庫が2階にあり、一次避難所である体育館から離れている。また、和室は近隣小学校の小中連携で活用されていますが、2階に設置してあることから、地域開放や災害時の活用には配慮されていないのが現状となります。

次に図の上段、3階となりますが、普通教室関係は2階以上に配置されております。続いて、左側のその他として、紫色の吹き出しでございますが、3階のトイレが東と西の廊下の両端にあり、中央に配置した教室からのアクセスが遠いという状況があります。

次にページ下段、シート4では、ゾーニングについて、時間帯と場所別で、立入りエリアについて整理させていただきました。

表の、縦軸は、利用エリアを示しており、横軸は、時間帯で誰がどのような目的で使用するか、右はそのエリアがどこの場所になるかを示しています。

まず、Aの学校が利用するエリアは、平日の日中は、学校教職員と児童・生徒が、学校内の全てを利用しています。平日夜間、土日祝日は、利用をしていません。Bの地域開放エリアでは、平日日中は児童・生徒が授業のため、利用しています。平日の夜間、土日祝日は、部活動で児童・生徒、または、地域利用者が利用していますが、立ち入りできる場所は、校庭、体育館、校舎内では普通教室・管理諸室を除いた、特別教室・会議室等となります。C

の災害時開放エリアでは、非常時に、避難者が利用することになりますが、場所は校地を指定避難場所として、体育館を一次避難所として、校舎内でも主に1階を一次避難場所として開放するということとなります。普通教室・管理諸室は立入りできません。Dは複合化施設の利用エリアで、地域利用者が学校運営の時間帯に関わらず、常時、出入りしています。場所としては、地域利用者は学校施設内には立入りせず、複合化施設のみを利用することとなります。

資料を1枚めくっていただきまして、ページ上段のシート5をお開き願います。

シート5と6については、これまでの審議を基に、事務局側でゾーニング案のイメージ図を作成したものです。ゾーニングについては、各諸室を同じフロアの中で、横のつながりで見たと、1階と2階以上の縦の関係で見たとの2つの考え方を考慮し、横のつながりがシート5、縦のつながりがシート6となります。

シート5では、先ほどのセキュリティラインA～Dのラインを、学校敷地のサンプル配置図に色別で点線で示しております。オレンジ色の点線はセキュリティラインAで学校が利用するゾーンとして、平日日中に児童・生徒が利用する区画を示しています。

ゾーニングに当たって、職員室と事務室は、不審者対策や来校者対応のため、昇降口に近接し、両部屋が隣接した方が良く考えています。次に、ピンク色のセキュリティラインDは、複合化施設エリアになりまして、校舎と別棟にする、あるいは、校舎内に設置した場合でも、児童・生徒との動線を分けており、生活動線上、それぞれの施設内に立ち入ることがないように、分離しております。その中では従来の学校敷地内でセキュリティラインAが利用するゾーンを除いたエリアをセキュリティラインDと設定しています。このことにより地域開放と異なり、時間帯で利用者を使い分けることなく、常時使用できるよう専用化を図ることとなります。図の門については、学校が使用する正門とは別に、地域利用者用出入口を設け、動線を分離しております。黄緑色のセキュリティラインBは、地域開放エリアになりまして、学校が使用しない時間帯で地域利用者に開放するエリアを示しており、便宜的に、音楽室や図書室などの特別教室と会議室やPTA室、体育館、校庭などを区画内に配置しております。地域開放に対する皆さんのご意見を参考に、地域開放エリア内に配置する諸室を検討していく必要があります。最後に水色のセキュリティラインCは、災害時に地域住民が使用する災害時開放エリアになりまして、便宜的に、地域開放エリアと同様に、特別教室と会議室やPTA室、体育館、校舎を区画内に配置しています。災害時開放エリアに必要な機能としては、炊き出しができる機能や災害時要配慮者に配慮できる施設を配置する必要があると考えています。また、防災倉庫は体育館で備蓄品等を使用することが多いため、近接した方が良く考えています。また、プールの水を災害時の排水利用などに活用する場合は、プールの設置位置にも配慮が必要になると考えています。

次に、ページ下段のシート6をご覧ください。

シート6は、建物の断面図で、フロアの関係性を中心にイメージ図を作成しています。まず、校舎の1階では、管理諸室の職員室や保健室を校庭が見渡せる位置に、特別教室では、災害時の要介護者の利用や炊き出しの利用、平常時の地域開放が想定される諸室を1階に配置し、2階には地域開放を想定しない理科室など配置し1階と2階との間でセキュリティ区画を設け、地域開放時に地域利用者が学校利用エリアに立ち入ることがないように安全性を確保しています。また、普通教室は日当たりのよい南側に配置し、手洗い場やトイレの配置は学習室からアクセスしやすい場所に配置することも必要と考えています。体育館については、災害時に避難所内の防犯に配慮し、避難所への立ち入りをセーブできるスペースとして新たなエントランスを設置することや、救援物資の搬入を想定し道路からの搬入経路を確保するとともに、防災倉庫等との動線にも配慮する必要があると考えています。

会長 どうもありがとうございました。ただ今、事務局からゾーニングに関する資料についてご説明いただきました。前段で各教室・各部屋の議論をいたしました。学校が学校施設を教育の中で使うスペースがあるわけですが、その次に放課後や週末などに地域に開放する、その地域開放のための教室やスペースをどうするのかという議論をさせていただきました。そして、災害時に避難所となる体育館あるいはその機能を補完できるようなスペースをどう設けていくのかという議論をさせていただいたわけです。そうすると、今回は直接議論をしていますが、前回視察をした立川一小だと複合化をして、平日の昼間も地域の方が使う施設が併設されているケースもあり得るわけですし、今回の資料22のシート4にあるように、時間帯・場所ごとに違う方々が利用することが想定されるわけですし、場面ごとに使いやすいようになっていなければいけない。そもそも普段は学校として使うので、学校として使う時にきちんと出来ていなければいけないということで、平面や断面の計画をしていくということになりますので、そのためのゾーニングの設定やセキュリティラインのコントロールが非常に重要なことになってくるということだったと思います。今回は事務局で学校管理エリア・地域開放エリア・災害時開放エリア・複合化施設エリアという4つのエリアを設定していただいて、基本的な、平面的にそれをどういうふうに整理して配置していくのか、あるいは断面的に、縦の中でそれをどういうふうに整理して配置していくのか、この一連の資料で特にシート5と6を中心に、方針を整理していただいたということだと思います。これらについて色々な角度から見ていただいていると思いますので、皆さんからご意見を頂戴できればと思います。どこの部分でも結構ですので、ご質問やご意見等ありましたらお願いします。

委員 資料をみると、セキュリティラインBとCが同じところを通っているように見えます。しかし、利用する像が全然違うので、地域開放する場合は事前に登録するなどある程度身元がわかる、利用目的がわかるので音楽室であるとか陶芸の部屋であるとか使えると思うのですが、災害時の場合は不特定多数というか、どういう人が来るかわからない、身元

がわからない人が入ってくることが想定されるので、地域開放よりもセキュリティラインは狭められる、立ち入り可能な部分が狭くなるということが想定されると思いました。例えば、音楽室や機材があるようなコンピュータ室に関しては、備品の管理等々もありますので、その辺がきちんと出来るのかどうかがあるので、もう少し災害時の利用可能なスペースは限定されるのかなと思っていました。

会長 ありがとうございます。今の委員の意見を伺って思ったのですが、もしかしたらシート5とシート6は、災害時のことも一緒に書いてありますが、普段使う時と複合化あるいは地域開放というのは日常的な一年間のサイクルの中で想定される使い方ですね、これは一枚でまとめられると思うのですが、災害時は災害の種類とレベルによって色々なケースが考えられるので、場合によっては完全に全部避難所になってしまって、学校がしばらく使えない状態もあり得るわけで、そうではなくて一時的、豪雨などの場合のように予備的な避難がされる場合もありますから、その時にどこをどういうふうにするのか、広がったり狭まったりするわけですね。その時に予定されて開放する部分と学校施設が平穏した状態でも避難していただけるレベルのところと、そうでないところの段階があるので、もしかしたらシート5と6は2枚に分けて書いていただいて、災害時は災害時で別の整理をした方が良いのかもしれないと思いました。今ご意見があったようにその場合においても、災害時も学校の機能を確保するために閉じておかなければいけないという場所があるでしょうし、防災倉庫も含めて、むしろ学校側よりも地域側が使えるように、避難所として機能させていただくための必要なポイントがあると思いますので、分けて整理をされた方が良いのかもと思いました。

その他いかがでしょうか。

事務局 ありがとうございます。今、会長が仰っていただいたように今回最大限の状況を想定して、地域開放とセキュリティB・Cラインを設定したという経緯がありました。今、会長が仰ったように災害の種類やレベルによって、開放の状況が変わってくるということがありまして、学校側としては避難所の機能が果たされたら、早く学校を復活させなければいけないということが大前提にありますので、その場合に最大限開放できるところは、B・Cラインが一緒だということを書かせていただきました。あとは、細かには会長が仰ったように災害の状態に応じて、これはゾーニングに繋がっていきますが、配置計画も含めて、災害がひどくない状況で開放しなければいけないところは1階に配置したり、段階を追って、場合によって特別教室を2階に配置するところまで甚大な被害が出た場合には、特別教室を開放していかねばいけないのかということを見て、今回設定させていただきました。委員や会長のご意見を含めて、今のような考え方で整備計画・ゾーニング計画を作って、皆さんにお示ししたいと思います。

会長 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。今回このような議論をして、学校として使うのではない場合のこともかなり議論をしているので、こういう視点が生まれていて、これは協議会の議論の一つの成果であると思います。色々な場合の使い方を想定してゾーニング設定をしておけば、離れているということが起こらないのでこれは一つの成果だと思いますが、何か付け加えることがあれば伺っておきたいと思います。いかがでしょうか。

委員 いただいた資料の中に他部門の方から、例えば、避難所施設の場合、危機管理課の方から色々提案がなされているところがあるのですけれども、ここら辺のところは割と重要なところで、良い悪いは別として、体育館は避難所として使われてしまうわけで、防災危機管理課が挙げているところは、是非、優先事項として取り組んでいただきたいと思います。もう一つ、避難所を体験した人間にとって、体育館とか多目的トイレとかいう議論がありましたが、体育館に多目的トイレがあると非常に便利なものですから、体育館に多目的トイレを作っていただきたいと実感しております。

事務局 まず最初にご意見いただきましたけれども、このやり取りの後に、防災危機管理課とは必ず連携を取らなければいけないと思っています。避難所運営については防災危機管理課が持っています。多目的トイレはがあると便利だということは私たちも重々把握しているのですが、施設としても持たなければいけない。多目的トイレ一つではなかなか足りないのので、あるに越したことはないということで、マンホールトイレのあり方も議論をしていかなければいけないと思っています。マンホールトイレもただあれば良いということではなくて利用しやすいセッティングをしなればいけないところを防災危機管理課と調整するという認識です。

会長 そのあたり、ヒアリング調整をしていただいているようですので、引き続き進めていただければと思います。その他よろしいでしょうか。特になければ、次の議題に進ませていただきたいと思います。

それでは議題2の「(2)ゾーニング」はここまでとさせていただき、議題3に進ませていただきます。議題3について事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、資料23「学校施設整備方針(案)を各学校で実現するための検討の流れについて」説明させていただきます。

ページ上段のシート1に、検討手順を記載しております。

(1)学校施設整備方針案を構築するについては、議題2で先ほどまで、審議をしてまいりましたが、(2)各学校の個別条件を踏まえ、改築段階で学校毎に検討するということで、

各校で立地や校地の状況等、ばらばらの中、改築段階において、この整備方針を実現するための工夫が必要になるものと考えています。

ここでは、次回以降の協議会で議論をしていきます、個別条件等について、説明いたしません。

ページ下段のシート2では、学校施設毎の個別条件を参考に示しております。

現段階で、事務局で考えている個別条件は17個ございまして、1番が、老朽化グループ、2番から4番が児童・生徒一人当たりの校舎面積などの大きさに関する事、5番・6番が児童生徒数に関する事、7番が学童の有無、8番が校舎と体育館の建築年度差、9番がハケ上、ハケ下の違いによる氾濫危険校等の状況、10番が法的制約条件などについて、12番が学校の立地状況として、府中駅近くの中心地にある、住宅地に面しているなど、これらの項目について、学校毎の特徴として整理していきたいと考えています。

資料を1枚めくっていただきまして、シート3をお開き願います。

先ほどの学校施設毎の個別条件のうち、校地が狭い、人口が直近で増加が見込まれるものの、長期的には減少が見込まれる学校など、従来の学校の建て方や配置計画に捉われることなく、新たな建築的な工夫などにより、学校ごとに整備方針案を実現していく検討も必要になると考えています。

ここでは、他市の建築事例について一例をご紹介します。

1つ目が、別棟S造（鉄骨系）校舎の事例となります。

S造とは、鉄骨造のことを指し、骨組みに鉄骨を使用した構造となっております。S造の特徴として、耐久性に優れていることに加え、建物を柱で支える構造のため、壁の位置など、間取りを自由に設計しやすい、解体時に鉄骨が再利用できるため、廃棄物が発生しにくいなどの特徴があります。府中市の市立小中学校では、仮設校舎を除き、現在、S造の校舎はありませんが、先日の見学会で給食を試食した新しい給食センターはS造となっています。

一方、従来の学校はRC造、つまり、鉄筋コンクリート造となっており、特徴としては、圧縮に強いコンクリートと、引っ張りに強い鉄筋を組み合わせているため、耐久力が強く、遮音性も高いと言われており、中高層の建物に多く用いられています。このシートでは、検討の視点として、将来の少子化を見据えた教室構成や用途の変更、減築への対応を意識した学校づくりの一つの手法として、S造校舎の導入を提案するものです。大阪府立成城高校では、本校舎と別棟の特別教室棟をS造校舎として、建築しております。

資料下段の図をご覧ください。現在はRC造で、一つの校舎を作っておりますが、今回の提案では、右隣のとおり、普通教室・管理棟は、RC造で建築し、赤く記載した特別教室棟を別棟で、S造で建築するということとなります。

シート内、中段の2つ目に記載した、「仮に、別棟でS造を建築した場合のメリット」として、新築時にRC造と比べて、現場での工期が短くなる可能性があるということ、2つ目は、下の図の右端にありますとおり、将来の本校舎内に、空き教室が発生した場合、特別教室棟

にある特別教室を本校舎に移設し、別棟のS造校舎は、解体または他用途に転換できるのではないかと考えています。その際、別棟であることによって、減築も改修工事を行う場合でも本校舎への影響が少なく出来るのではないかと考えております。

次に、ページ下段のシート4では、事例の2つ目として、中央区立中央小学校の事例を紹介いたします。

この学校は都心の学校ということもあり、校地が狭いという、立地条件となります。その狭い敷地の中で、校庭やプールなどを設置するため、本校舎に体育館とプールを収め、更に屋上に校庭を配置しています。こちらは極端な事例かもしれませんが、府中市内にも狭い敷地の中で、老朽化対策を行わなければならない学校もありますので、各学校で同じような教育環境を確保するためには、従来の府中市の小・中学校にない、新たな建築的な工夫も必要になるのではないかと考えています。

資料を1枚めくっていただきまして、シート5をご覧ください。

ここでは、将来の学校の配置、規模の調整についてです。

府中市公共施設マネジメント推進プランに基づく、総量抑制・圧縮の方針を踏まえると、本来であれば、学校施設も公共施設であることから、規模の縮減に努めることが必要となります。しかし、これまで説明したように、府中市においては、当面、子どもたちの人口は減少を見込むことが難しい状況がございます。そのため、改築時期が早い学校では、先ほどまでの建築的な工夫を行いつつも、現在の児童・生徒数に配慮した規模の学校を作らざるを得ないと考えています。この考え方で全ての学校を整備していくと、全ての学校で、学校の規模が大きくなってしまう恐れがあります。そこで、改築時期が遅い学校の老朽化対策を実施する場合には、近隣で先行し改築を行った学校や、その後に改築が行われる近隣の学校の規模や児童・生徒数の状況を見ながら、図に示したとおり、複数の学校をグループとして捉えるなど、学校間で学校規模の調整を図りながら、老朽化対策を実施していくことも必要になるのではないかと考えています。

会長 ありがとうございます。ただ今事務局の方から、「学校施設整備方針（案）を各学校で実現するための検討の流れについて」、ご説明いただきました。

従前にも説明していただいているように、それぞれの学校で、その立地、校地が持つ課題、潜在的なポテンシャル、今後予想される児童生徒数の変動などが異なりますので、学校ごとに状況が異なってきますので、前段でご説明したような公平な教育環境の実現というのをこの条件の中で図っていくということになります。そのための整備方針をもとに、各学校の改築を実現していくというためには、建築的な工夫とか、グルーピングをして補完するなど、今後必要になっていくという可能性もあるのではないかと提案があったということだ

と思います。

ここでは、今日直接このことを議論するというよりは、次回以降、このようなことを審議いただくということになりますので、今回は事務局からの簡単な説明のみに留めさせていただきたいと考えておりますが、されども資料説明をいただきましたので今日の段階で今の説明に関してご質問等があればお受けしたいと思います。

それでは、私から1点質問ですが前半で説明いただいた建築的な工夫という話と後半でご説明いただいたグルーピングの話は少し性格が異なるように思いますが、今後の検討の流れの中でこの辺の話はどのようにお考えなのか、現時点であれば少し補足説明をいただけますでしょうか。

事務局 この2点は会長からお話があったとおり、別の段階での話になると思っています。建築的な工夫については、現在の学校の敷地で、各学校で標準仕様に基づく、学校を建設していこうとすると、敷地条件が異なりますので、学校によっては、建物として工夫をしていかなければいけないことが、各校の設計時点で発生するだろうということで、中央小学校の事例を先に話させていただきました。また、将来的に児童生徒数の数の状況が変わってきた場合に備え、大阪府の事例のように、減築等ができる建築的な工夫を行うとともに、改築が済んでいる学校の状況をこれから改築する学校で、規模の調整を図るという視点で、グルーピングの考え方を示しました。極端な話をすると、学区の調整をしながら、今後は進めていく必要もあるのではないかとということで、老朽化対策が進み始めた後の段階のものとして、資料は後ろの方で説明させていただいております。

会長 同じことを繰り返すようですが、個別の学校の整備のことを考えると、余裕のあるものと条件が厳しいところが出てきますので、条件が厳しいところでは資料に例として取り上げられているようなことを含めて、個別的な建築工夫をしてその課題を乗り越える努力をしなければいけない。その場合においては、そういう方向性についても例示しながら、シート2にあるようなものをまとめていただいて、個別の課題が浮上してきやすいようにして、それを促していく。その次の段階として、今回の場合、整備を全て終えるまで時間がかかりますので、その時間の中で児童生徒数の変動が起こってきた時に調整しなければいけない局面が生まれる場合も出てくるため、それに備えて、シート5にあったようなグルーピングをしながら、それを視野にいれて検討を深める、ということによろしいでしょうか。

事務局 はい。シート5は、個別の学校で学校施設整備方針を実現していくことが難しくなってきた時に、近隣の学校間で学校規模の補完をするという考え方として、学区の調整も含めて、グルーピングという考えを示しております。もう一つは資料に記載してあるとおり、改築時期が早い学校では、児童生徒が多くなる現状で大きく作らざるを得ないというところがあるので、大きく作った学校で児童生徒数が減ってきて余力が出てきた場合、他の近

隣の学校を改築する時に、学校の空きスペースに、学区域を調整しながら、児童生徒を受け入れることにより、改築が遅い学校では、より小さい校舎を作ることが出来るのではないかとこのように考えております。

会長 はい。補足をいただいたところですが、これらのことについて何かありますでしょうか。

委員 少子化で児童が減っていく予想がマスコミでもされていますが、府中は各校舎がパンパンになるのが30年くらいの周期でなってきたと思っています。先ほど言ったとおり、今国分寺の小学校で仕事をさせていただいて、国分寺市でも教室が足りない現状というのがありと教育委員会から聞きました。近隣の市で教育委員会同士、そういう情報交換がないかと聞いたところ、全くありませんと言っていたので、おそらく東京都教育委員会に聞くと、府中近隣の児童数の増や人数が分かると思います。過去5年、10年では分かりづらいかもかもしれませんが、微増で増え続けている状況での今後の見込みを含めて調べていただいて、府中市が人口を増やす目標を掲げている以上、数年は絶対に減らないと思うのでその辺も考えていただきたいです。グルーピングのイメージで、北西部は3校1グループに入っていて早期にできると思うのですが、北東部と南東部が1校ずつしかない状態で、この2校を大きく作って移動となると、4小はできるかも知れないが6小はあれ以上大きくは敷地的にも難しいのかな、と。学区で子どもを移動させるのも難しいのかな、と思っています。国分寺も増えているということは、国立・小金井・稲城も増えている可能性があると思います。私の勝手な想像ですが、子どもを持つ親が本当は府中に来たかったのに土地が高くて隣に行ったという流れがあると思います。国分寺の教育委員会の人も高級住宅地の国立に買った人が国分寺に流れてきていると仰っていたので、そういうことで近隣に流れている部分もあるので、もしかしたらもっと増える可能性があると考えますので、是非その辺も調べていただきたい。人口が減る、減ると言われている中、府中市は当てはまらないと思っていたら、実は国分寺市もそうだったと分かったので、そのデータがあれば、府中市だけに限らないので、役に立つのではないかと思いました。

事務局 今、仰っていただいたところは十分分析してご提示したいと思います。過去に似たような資料も配布しているところなのですが、今のところも念頭において資料が作成できるか検討していきたいと思っています。グルーピングについては、先ほど事務局から説明いたしましたが、これは非常に深い議論でして、適正規模の話になりますと学区変更ということになるのですが、この意味をもう一つ補足させていただきますと、一番初めに私が皆さんに大変なお願いをしていた「早期改築着手校、一中と八小は決めましたが、他の1グループの順番は皆さんに付けていただく」とお話をしました。これはいきなり皆さんが何の資料もなく決められるとは思っていません。私たちもこういう順番で、こういうニュアンスで付けて

いきたいと思いますということをご提示していきたいと思います。それが5枚目の将来の学校の配置・規模の調整というところに関わってくるところとなります。今日の段階、また、次回以降はそこを突っ込んで話をしていけないといけないと思います。2グループで大規模校になりつつある学校を、どのようにこれ以上パンパンにならないようにしなければいけないのかという議論が当然出てくることです。ただし、学区は大きく変更はできないということが過去の経緯でありますので、それについては1グループ2グループの関係、グルーピングされているところで微調整はつくのかなど、そういったことへの可能性があるのかということをご議論できればと思っています。行政としましても、皆さんの力添えや、議会の力添えをいただきながら、ある程度の方向性を修正しながらも、出来るだけ良好な環境を確保するということが命題ですので、学校の配置規模の調整をイメージし、次回以降、ご意見をいただければと思います。

会長 ありがとうございます。他はいかがでしょう。

今ご回答いただいた、学校の配置規模の調整というのは、今回の場合、かなり数多くの学校を改築することになるので、先にやったところと後にやったところが地域の中でグルーピングされることになると、先に整備するところの与条件の設定が、未来のことなので完全には予測できないのだと思うのですが、ある程度思っていたとおりにいくのか、いかないかによって、後にやるところの与条件に影響が出てくることなんですよ。ですから、本当は未来の予測は完全でないの外れたからどうこうといったことは言えないのですが、されども、その精度を慎重にやっていただくことによって、あまり良くない想定側の影響が後から整備する周辺の学校に及ばないようにすることが、おそらく全体に見た時には良いことだと思います。ですから始めから、学区調整をすることを前提に議論していない以上はそのような視点もあって、それぞれの改築時期が来る個別の与条件の設定をしていただくことが非常に重要なのかなと感じました。

それから今日議論させていただいたのは学校全体の整備方針ということですので、それが決まると、それを落とし込んでそれぞれの改築する学校の方針が出てくる。方針に基づいて、それぞれの個別の条件が発生して個別の計画や設計が行われる。改築があった後に新しい施設として使うようになり、利用・運用するという段階になるという時間軸になる。時間軸でいくと、前の方で考えていたことが、必ず次の利用・運用する段階に受け渡されていくことが非常に大事なことだと思いますので、意図していたことが、後ろの方のフェーズに伝わらず、前の方で何をやっていたのだということにならないよう、出来るだけしっかりとやっていただくということが大事だと思います。この議論をする時に非常に難しいのは、最終的に施設を利用される先生方や地域の方々というのは出来上がった後の最後の部分になることです。ですから、先生や地域の方々も含め、どういう風に学校施設を使おうとしているのか、そこでどのような事業運営をしようとしているのか、前もって条件設定をして方針を出したものが途切れてしまうと、後々になって、何故こんなものを作ったのだろうというこ

とになりますので、そのフィードバックをしっかりと回路として作っていただくということと、手前のフェーズから次のフェーズにしっかりと情報を渡して行っていただくことがすごく重要なことだと思います。これは計画や方針の内容ではなくて、計画や方針をどう進めていくかという部分ですので、その点も留意して進めていただけると良いと思いました。その他の委員の方々付け加えることがあればいかがでしょうか。

(内藤委員、復席)

では他にないようですので議題3は以上ということにさせていただきたいと思います。本日の議題自体はこれで終わりですが、最後に、4「その他」として事務局から何かございましたらお願いします。

事務局 長時間のご審議ありがとうございました。それでは、事務局から2つお伝えいたします。

次回の第5回会議の日程等の確認でございますが、3月28日(水)の午後2時から、北庁舎第1会議室で開催したいと考えております。

第6回については、年度が変わりまして、5月10日(木)午後2時から同じく北庁舎3階第1会議室で会議を予定しております。

会長 今ご説明あった点について、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

委員 資料20は空白のシートを埋めるということでしたけれども、非常に盛りだくさんで、これだけでも何年くらいかかるような内容だと思うのですけれども、このシートの扱いはどのようになりますか。

事務局 具体的には今日大きなイメージとして意見をいただきましたので、具体の大きさ等については事務局が整理をしてお示ししたいと考えております。もし、(内藤委員いらっしゃるなかったので)委員からシートを提出したいということであれば、ご意見として頂戴いたしますので、事務局に提出していただければと思います。基本的に今日の話の流れですと、それぞれの諸室「普通教室」、「特別教室」、「管理諸室」等についてそれぞれの項目「教育環境として」、「避難所として」、「地域開放」、「その他」のご意見は頂戴しましたので、それらについては事務局で整理をして、具体的にどこまでお示しするかはこちらで決めなければならないと考えておりますが、整備方針については改めてお示しし、ご意見を頂戴したいと思います。

委員 皆さんの意見が次回の会議の前ごろには議事録に上がってくると思いますので、

それを読ませていただいて、それも含め自分なりに言えることについて資料を出しますので、よろしくをお願いします。

会長 その他何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは無いようですので、これで本日の第4回府中市学校施設老朽化対策推進協議会を終了したいと思います。長時間にわたり、お疲れ様でした。
ありがとうございました。